

モニタリングポストの継続配置を求める意見書

原子力規制委員会は、2018年3月20日、東京電力福島第一原子力発電所事故後7年が経過したことから、避難指示が出た12市町村以外にある約2,400台の学校や保育園、公園など子ども達の生活空間にあるモニタリングポスト（リアルタイム線量測定システム）を2021年3月末までに順次撤去することを決定した。

2017年12月に福島県内各市町村への意見照会をした結果、各自治体からは継続配置を求める意見が提出されているのにも関わらず、住民の意思が無視されている。

報道によれば、撤去の基準は国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点、撤去の理由としては「線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いと判断した」とされている。

多くの地点で国の除染基準を下回っているとしているが、福島原発事故以前の状態からすれば依然として数倍の高さである。福島原発事故の「廃炉」は今後数十年かかる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性がある。福島原発事故から7年後の今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性がある。モニタリングポストの目的からすれば、福島県内で「廃炉」作業が行われ、中間貯蔵施設や仮置き場に除染土や除染ごみが存在している限り、福島原発事故以前のレベルに戻るまで設置を継続すべきである。

よって、八王子市議会は政府に対し、下記の事項をふまえモニタリングポスト撤去を撤回し、継続配置を求めるものである。

記

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故による不安の要因は、空間線量の高低だけに留まるものではない。モニタリングポストの設置が不要かどうか判断する「決定の権利」は住民が持つべきであり、広く住民から意見聴取を求める。
2. 福島原発事故はいまだ継続中であり、空間線量を可視化して安全を確認できるモニタリングポストは、住民の最低限の「知る権利」を保障するものである。配置を継続し、撤去は廃炉作業が全て終了してから行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月26日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
内閣府特命担当大臣(原子力防災)
復興大臣
原子力規制庁

あて

子どもの医療費助成制度等地方単独事業に対する国庫負担調整措置に対する意見書

少子化に対する対策が国・地方ともに必要な状況の中で、各地方自治体は地域の実情に合わせ保育料や子どもの医療費助成制度など様々な子育て世代に対する支援を行っている。こうした中で国は、子どもの医療費助成制度の実施など地方単独事業に対し、国庫補助金を減額する国庫負担調整措置を行っている。これは地方自治体の努力を制約するものであり改善が求められている。八王子市議会においても2015年6月24日、子どもの医療費助成制度等地方単独事業の実施に伴う国庫負担減額措置について、見直しを求めて意見書を採択している。また、2016年3月29日には全国知事会、市長会、町村会から「少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、地方自治体の懸命な取り組みを阻害するものであり、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すべきである」との要望書が出されている。

厚生労働省は、こうした要望に応え同年12月に未就学児までの医療費助成制度に対する減額調整措置を廃止することを決定し、2018年度から実施されることとなった。厚生労働省の同通知では「見直しにより生じた財源については、各自治体において更なる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求める」との文言を付しているが、加藤厚生労働大臣は本年2月1日「国として自治体に強制するものではない」と国会で明言し各自治体の自主的判断を尊重することを事実上表明した。

子どもの医療費助成制度は子育て支援策として全国に広がり今日定着している制度である。よって、八王子市議会は国会及び政府に対し、子育て支援策として行われている子どもの医療費助成制度に対する国庫負担減額措置については就学児童・生徒についても条件を付けずに廃止することを改めて求めるものであり、所要の予算措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月26日

議 長 名

衆 議 院 議 長 }
参 議 院 議 長 } あて
内 閣 総 理 大 臣 }
総 務 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 }